

2023年10月23日

被保険者の皆様へ

マツダ健康保険組合  
Tel(082)287-4644 (代表内線) 22860

## 健康保険被扶養者の資格調査について

この度、健康保険法や厚生労働省通達に基づく『健康保険被扶養者の資格調査』を実施いたします。

従来まで、被扶養者（ご家族）の状況をご記入いただく「現況確認書」や、世帯・収入状況等を確認するための「必要書類」をご提出いただき調査を行っておりましたが、今年度から被保険者のご負担軽減を目的に、個人番号（マイナンバー）を活用した情報連携\*により、昨年度の収入（給与・年金）、現在の世帯状況を事前に健保が取得し、調査対象者の絞り込みを行い下記調査対象者の条件に当てはまる方のみに対し調査を実施いたします。また調査対象となった場合でも、ご自身のスマホやパソコンからWebへの必要書類の画像アップロードが可能となり、より便利に回答していただくことができるようになりました。

※健康保険組合は、「個人番号利用事務実施者」としてマイナンバーを取り扱います。

「個人番号利用事務実施者」とは、マイナンバーを使って、番号法（「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」）別表第1や条件で定める行政事務を処理する国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人等のことです。

健康保険組合は「個人番号利用事務実施者」として、その事務の範囲内でマイナンバーを使用いたします

この調査は、被扶養者（ご家族）が健康保険法に定められている認定基準を満たしているか否かを調査するものです。皆様に公平な医療保険サービスを提供することを目的としておりますので、調査対象となられましたら、提出期限までに必ず回答していただきますようお願いいたします。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1. 調査対象者

満22歳以上74歳未満（2023年4月1日現在）、かつ2021年12月31日以前に認定されている被扶養者（ご家族）で以下いずれかの条件に当てはまる方。

- ① 被保険者と被扶養者の住民票が分かれている。
- ② 会社届け出住所が住民票と異なっている。
- ③ 前年度の収入（給与・年金〈基礎・障害・遺族 等〉）が基準を超過している。
- ④ 自営業収入がある。
- ⑤ マイナンバーを当健保に届け出ていない。
- ⑥ 何らかの理由で情報連携できず、健保が情報を取得できなかった。

#### 2. 調査要領

- ① 調査対象となる被扶養者がいる方に「案内リーフレット」「操作マニュアル」を事業所担当者経由で配付（メールまたは郵送）します。
- ② 配布された案内リーフレット記載のQRコードまたは下記URLより、サイトにアクセスしログインします。  
<https://ibss.jp/portal/signup.ibss>  
※保険者指定コードは案内リーフレット参照
- ③ ご自身のIDとパスワードを作成後、期日までに調査票への入力・必要書類のアップロードをおこなってください。  
※登録の際に「[mkenpo@ibss.jp](mailto:mkenpo@ibss.jp)」からメールが届きますので、受信ができるよう設定をお願いします。
- ④ 回答後、不備の連絡がある場合は、登録いただいたアドレスへ健保から連絡いたします。

#### 【ご参考】

・案内リーフレット

<https://mkenpo.mazda.co.jp/wp-content/uploads/2023annai.pdf>

・健康保険被扶養者の資格調査に関する「よくある質問 Q & A」

<https://mkenpo.mazda.co.jp/wp-content/uploads/2023yokuarushitumonQA.pdf>

#### 3. Webでの調査票への入力および該当書類のアップロード期日

**2023年11月3日(金)**

以上